

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

広島空港ビルディング株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、当社の取組について次のとおり報告します。

I 令和元年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	実施状況
旅客ターミナルビル	広島空港ターミナルビルは移動円滑化基準に適合しているが移動円滑化経路の最短化のため、 (1) コンコースと手荷物受取所を結ぶエレベーターの新設を検討する。 (2) 旅客搭乗橋（PBB）のステップレス化（段差のない搭乗橋）検討する。（2020年度～2022年度）	(1) エレベーター新設の検討し、設置に向け調査を行った。 (2) 旅客搭乗橋のステップレス化の実施が決定した。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	実施状況
(1) 案内カウンターの増設	2階出発ロビーへ案内所を設置する。（2019年度）	(1) 2019年12月に案内所を設置した。
(2) 館内コンシェルジュの設置	2階出発ロビーの案内所を設置までの間、コンシェルジュを配備し、搭乗旅客者への支援を実施。（2019年度）	(2) コンシェルジュを配備、館内を巡回し旅客者への支援を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	実施状況
案内カウンターの増設	2階出発ロビーへの案内所を設置する。（2019年度）	2019年12月に案内所を設置した。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	実施状況
案内カウンター職員への教育訓練	案内所職員への接遇に関する教育を実施。	案内所カウンターの増設を行ったため、職員への接遇に関する教育を実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレの混雑緩和対応で、トイレの利用マナー啓発キャンペーンのポスターの掲示、また和式トイレを洋式トイレへ改修を行なった。 ・トイレの音声触知案内板の更新を行なった。 ・館内やHPでのお客様の声や案内所職員へお客様の声の聞き取りを行った。 ・当社の職員が障害者対応訓練を受講できるよう、社内へ提案し障害者の接遇に関する民間資格社員全員が取得できるような体制を構築することが未実施。今年度引き続き提案を行い実施をする。
--

(3) その他

--